

【新設】（青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の特別勘定の取崩し）

66 の 13-5 措置法第 66 条の 13 第 7 項に規定する「当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき」には、法人が次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に掲げる事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときがこれに含まれることに留意する。ただし、法人が、それぞれ次に掲げる事業年度（(1)の事業年度を除く。）につき、法第 122 条第 2 項第 5 号、第 6 号又は第 8 号に規定する提出期限までに同条第 1 項の青色申告書の提出の承認申請を行い、当該事業年度につき法第 121 条に規定する青色申告に係る承認を受けた場合には、措置法第 66 条の 13 第 7 項の規定の適用はない。

- (1) 法第 4 条の 5 第 1 項の規定により法第 4 条の 2 の承認を取り消された場合
最後の連結事業年度の翌事業年度
- (2) 法第 4 条の 5 第 2 項の規定により法第 4 条の 2 の承認を取り消された場合
最後の連結事業年度の翌事業年度
- (3) 法第 4 条の 5 第 3 項の承認を受けた場合 最後の連結事業年度の翌事業年度

【解説】

1 本制度に規定する特別勘定を設けている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされている（措法 66 の 13⑦）。

本通達は、ここでいう青色申告書を提出できる者でない場合を列挙したものである。

2 なお、連結納税の承認のみなし取消し（法 4 の 5 ②）があった等の場合において、一定の期限までに青色申告の承認申請書を提出してその承認を受けたとき（法 122 ②五、六、八）は、この益金算入規定の適用はない旨も併せて明らかにしている。